



子どもの 居場所づくり

立ち上げガイドブック

静岡県

はじめに

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等のなかで、子どもや子育て家庭が抱える課題は、複雑化・多様化しています。また、貧困等により生きづらさを抱えている方も少なくありません。

近年、「こども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が注目されています。誰でも自由に利用でき、食事や遊び、学習などを通じて、孤立を防止し、自立につなげることができる貴重な場所であり、利用者にとって魅力的な取組であるとともに、運営する側にとってもやりがいのある取組となっています。

本冊子は、主にこれから子どもの居場所づくりに取り組みたい、参加したいという方々の参考にしていただけるよう作成いたしました。

将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域で子どもたちを支える活動が、今後さらに広がっていくことを期待しています。

静岡県

子どもの 居場所づくり



目次

「子どもの居場所」とは	03
居場所を立ち上げる前に	05
1 まずは、仲間を集めましょう!	05
2 見学に行こう	06
具体的な立ち上げの手順	07
1 目的を決める	07
2 活動内容を決める	07
3 対象者を決める	08
4 開催頻度・時期を決める	10
5 会場を確保する	11
6 スタッフを集める	12
7 利用料を決める	12
8 資金を確保する	13
9 リスクマネジメントを考えておく	16
10 プレオーブン	22
11 周知する	23
県内の実践事例	25
1 冒険遊び場たごっこパーク、おもしろ荘	25
2 ももいろ食堂	27
3 こども食堂～もぐもぐキッズカフェ～	29
4 やらまいか 子ども食堂	31
子どもの居場所の 立ち上げについての相談窓口	33



「子どもの居場所」 とは

- 子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所です。
決まった定義はない自由な取組で、食事の提供や、学習支援や多世代交流(子ども同士、地域の様々な大人との関わり)などが行われています。子どもたちが温かいまなざしで見守られ、関わってくれる人に囲まれ、子どもたちが安心して過ごせる空間で、一緒にごはんを食べたり、宿題をしたり、遊んだり、体験したり、いろいろな考え方の人と交流することができる場所です。
- 地域には、貧困や虐待など様々な困難を抱え、誰にも相談できずに抱え込んでしまう子どももいます。子どもを中心とした交流拠点のなかで、自然な形で子どもたちと学習や進学、就労、家庭環境などの会話をすることで、悩みに気づき、支援機関につなぐことも、子どもの居場所の役割として、期待されています。
- 子どもの居場所は、登録や届出*が必要なものではなく、“子どもの居場所を作りたい”という思いがあれば、誰でも始めるることができます。
※食事を提供する場合は、食品営業許可が必要になる場合があります。(p21)

子どもの居場所の例

- こども食堂 学習支援 遊び場、プレーパーク など

- 子どもの居場所の中でも、無料又は低額で食事を提供する「こども食堂」の取組は比較的取り組みやすく、子どもも気軽に利用できることから、近年、全国的な広がりをみせています。4ページでは居場所の中でも特に「こども食堂」の取組を紹介します。

～こども食堂の取組～

○経済的な理由から満足に食事をとれない子どもや、インスタント食品やお菓子などで済ませてしまう子ども、共働き家庭やひとり親家庭等、家庭の事情により一人で食事をする子どもがいるなど、子どもの食に関する問題が多くなっています。「こども食堂」は、栄養バランスのとれた食事を提供するほか、「孤食」を改善する狙いもあります。



○こども食堂の例

運営	地域ボランティア、NPO法人、町内会、社会福祉法人
目的	地域交流、多世代交流、貧困家庭の支援、孤食の防止 など
場所	個人の自宅、集会所、公民館、民間施設 など
資金	寄付、カンパ、助成金 食材は農家や家庭菜園をしている人からの寄付 など
スタッフ	無償ボランティア
利用者	子どもから大人まで誰でも、貧困家庭の子ども、ひとり親家庭の子どもなど
開催日	月1~2回、週1回 など
開催時間	平日：下校時間～20時、土日：10時～ など
内容	食事の提供(併せて学習支援や遊び場の提供など)
規模	数人～50人
料金	子どもは無料～300円、大人300～500円など カンパ方式で値段設定していないところも有

【参考】県内で継続的に実施しているこども食堂：29箇所
(平成28年9月末 静岡県社会福祉協議会調べ)



居場所を 立ち上げる前に

1 まずは、仲間を集めましょう！

何をするにも1人では大変です。まずは、思いに共感して協力してくれる友人や知人を集めましょう。少なくとも3人集まれば何とかなります！

集めたら、思いや目的、方向性を共有し、仲間と思いをひとつにしておくことが大切です。



2 見学に行こう

居場所の取組は、運営主体・形式や内容、目的など様々です。多様な居場所を見学することで、具体的にイメージしやすく、計画が立てやすくなります。

ボランティアとして参加してみると、より雰囲気がつかめることでしょう。

また、自分たちの居場所に取り入れられるアイデアをもらうこともできます。

なお、利用者にとって大切な居場所です。見学にあたっては、利用されている方々への配慮に心がけてください。

○事前に連絡し、見学の日程を調整します。

(見学者の人数、時間、目的など)

○写真撮影を行う場合は、運営者に撮影・使用の目的を説明し、必ず許可を得てください。

※利用者にも声をかけ、承諾を得ることも必要です。

仲間が集まり、思いをひとつにできたら、まずはやってみよう♪





具体的な 立ち上げの手順

居場所を立ち上げるまでに検討し、準備しておく事項を確認しましょう。

1 目的を決める

何のために、誰のために、どんなことを行うのか。

活動の核となり、この後のステップに関わってくるので、しっかり決めておきましょう。

2 活動内容を決める

目的を達成するためにどのような活動を行うのかを決めましょう。

〈例〉

目的	活動内容
両親が共働きのため1人で食事をしている子どもたちに食事を通して団欒の場を提供したい。	食事の提供
宿題を見もらいたい子、学習習慣を身につけたい子どもたちに勉強を教える時間を設けたい。	学習支援
核家族が多くなっているため、地域の子どもと高齢者が交流できる場を作りたい。	多世代交流
家で遊ぶことが多い子どものために、子どもが外でおもいっきり遊べる場所を作りたい。	遊び場の提供

3 対象者を決める

どの地域のどんな人を対象とするのか決めておきましょう。

対象者を絞らない所もあれば、地域や年齢を限定している所もあります。

対象とする利用者を想定することによって、周知の方法やエリアも必然的に決まってきます。

〈例〉

- ・ ○○町内会の子どもなら誰でも
- ・ 子どもから大人まで誰でも
- ・ 小学生以下の子どもたち
- ・ 両親が共働きのために1人で食事をしている子ども
- ・ ひとり親家庭の子どもたち



ちょっと ポイント!

★人数

スタッフの規模で無理なく受け入れられる人数を想定しておきましょう。

概ね20～50人規模で実施されているところが多いようです。

★名称

活動の看板となりますので、目的に合ったネーミングが大切です。

名称だけで、何をするところなのか伝えることも必要です。例えば、食事を提供するところの大半は「食堂」を入れています。

また、対象者を子どもに限定せず、ひとり暮らしの高齢者にも来てほしいために、「子ども」を入れていないところもあります。

仲間と一緒に、活動の内容や思いが伝わる名称を考えてみてください。

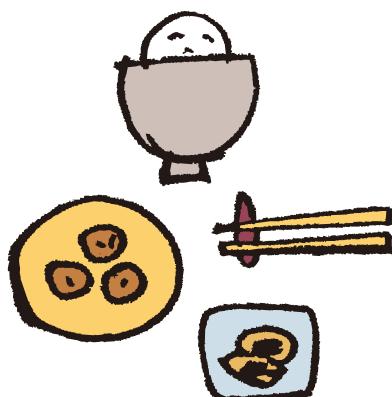
4 開催頻度・時期を決める

月1回や週2回など、地域の実情を踏まえて、継続できる頻度で始めることが大切です。はじめは、月1回から実施して、利用状況やスタッフの体制に合わせて回数を増やしていくてもよいでしょう。

※開催する時期や曜日は、どんな人たちに利用してほしいかによって様々です。

〈例〉

- ・毎月第○土曜日、10時～16時
(週末に子どもが自由に遊べる遊び場を提供したい)
- ・毎月第○月曜日、15時～20時
(放課後に一人で家にいる子どもに居場所を提供したい)
- ・夏休み期間中、9時～17時
(長期休暇期間の食事や学習の機会を提供したい)
- ・毎週○○曜日、6時～9時
(平日の朝ごはんを提供してあげたい)



5 会場を確保する

開催頻度や時間帯に合わせて、利用できる場所を探しましょう。継続するためには、なるべく安価で利用できる場所を見つけるとよいでしょう。

子どもが歩いて行ける、迷わない、駐車場が確保できること、こども食堂の場合は、調理設備と飲食空間が確保できるなどの視点も大切です。

〈例〉

- ・自治会館や公民館
※地元住民であれば安価で利用でき、比較的住宅街にあるため、多く利用されているようです。
長期で継続して予約することが難しいところもあります。
- ・お寺や教会、神社
- ・喫茶店などの店舗(休業日・休憩時間帯)
- ・社会福祉施設の地域交流室
※入所や通所施設であれば食事を提供しているため、調理施設が整っています。

★会場の設備や備品(利用できるもの、利用できないもの等)を事前に確認しておきましょう。



6 スタッフを集める

継続するためには、少しでも多くの方に関わってもらうことが必要です。

1回あたりに必要なスタッフの人数や役割分担を考えておきましょう。利用者や活動頻度に合わせて徐々に増やしていくのもよいでしょう。

ボランティアの募集方法(例)

- ・友人、知人に協力をお願いする
- ・チラシを作って、広く周知する(回覧板やポスティングなど)
- ・地元の高校生や大学生を学校を通じて募集する。
- ・SNSやホームページに掲載する
- ・市町ボランティアセンターを通じて募集する。
※市町社会福祉協議会にご相談ください。
- ・学習支援を行う場合は、教員OBにお願いする

7 利用料を決める

無料のところもあれば有料(100円～300円など)のところもあり様々です。

無料の場合、運営面で資金確保が難しくなりますが、一方で有料の場合は、生活に困っている人が利用しにくくなる場合もあります。

〈例〉

- ・子ども100円、大人300円
- ・子どもはお手伝いをすると無料
- ・個々のお気持ちで

8 資金を確保する

立上時に必要な資金や運転資金など、具体的に収支計画書を作成し、資金の流れをイメージすることが必要です。

※団体の通帳を作り、団体の資金としてしっかり管理することが大切です。寄付や助成金を受ける時にも役立ちます。

★子どもの居場所に係る費用

○立上時

備品(調理器具や事務用品、食器等)購入、チラシ作成費用
(コピー代、紙代等)、許可等の取得費用など

○開催時

食材費(野菜や肉・魚、調味料等)、会場費(会場使用料、光熱水費等)、ボランティア保険料など



ちょっと ポイント!

★資金の確保

活動を継続するために、資金の確保は大きな課題です。

参加料だけで賄うのは難しいため、助成金を活用したり、寄付を募ることも効果的です。資金だけでなく、絵本やおもちゃ、備品などの物品を提供してもらうのもひとつ的方法です。

市町社会福祉協議会や、商工会議所・商工会などの経済団体に相談してみるのも良いかもしれません。

〈例〉

- ・助成金
- ・寄附(SNSやチラシ、クラウドファンディング等で募集)
- ・会費 など

※ただし、助成金や寄付は、一時的なものであり、安定的に資金を確保できる仕組みをつくっていく必要があります。

★食材の確保(こども食堂の場合)

食事を提供する子どもの居場所においては、食材の確保も大きな課題です。こうした中で、地元の農家や企業から食材を提供してもらっている所も多いようです。

なお、提供いただくためには、取組を広く周知し、多くの人に知ってもらうことが必要となります。

- ・地元の農家や農協、企業
(商品にならなかった食材などの提供)
- ・フードバンク など

助成金の情報

助成事業名	実施団体	ホームページ
ふれあい基金 「地域福祉・ボラティ ア活動等推進助成事 業」	社会福祉法人 静岡県 社会福祉協議会	http://www.shizuoka-wel.jp/
ふれあい基金 「しづおかの居場所立 上助成事業」		
ふじのくに未来財団 助成事業	公益財団法人 ふじのくに未来財団	http://www.shizukafund.org/
子供の未来応援基金 未来応援ネットワー ク事業	子供の未来応援国民 運動(独立行政法人福 祉医療機構(WAM))	https://www.kodomohinkon.go.jp/fund/
子どもゆめ基金	独立行政法人国立青 少年教育振興機構	http://yumekikin.niye.go.jp/
キリン福祉財団 「キリン・地域の ちから応援事業」	公益財団法人 キリン福祉財団	http://www.kirinholdings.co.jp/foundation/

※募集時期や助成金額・内容等について、各ホームページをご覧ください。

募集内容等は年度によって変更されている場合がありますので、お早目
にご確認ください。

※NPO法人などの法人格を持っていないと申請できないものもあります。

※助成金情報や申請方法など、ご不明な点は、地元の社会福祉協議会にご
相談ください。

9 リスクマネジメントを考えておく

子どもたちの安心・安全のために、設備や体制など細心の注意が必要です。

リスク回避のための事前準備に加え、もし何か起こった時にはどのように対応するか、具体的な対応策も話し合っておくことが大切です。

《事故・ケガの防止・対応》

子どもたちの遊びや生活の場面からあらかじめ予想される危険は取り除いておくことが大切です。準備時間などを利用して、会場内外の点検や整備を行い、事故やケガが起きた場合には、応急処置等の対応を速やかに行い、その対応と併せて保護者等に連絡をとり、状況を伝えましょう。

居場所への行き帰り時の安全確保については、保護者の責任において行っていただくよう事前に伝えておきましょう。帰りが遅くなつて保護者も迎えに来られない場合には、送つてあげるなど子どもの安全に配慮しましょう。

また、利用者やスタッフが事故にあつたり、ケガをした場合、あるいはスタッフが賠償責任を負ってしまった場合に備えて、保険に加入しておく必要があります。

人数や回数、補償内容により様々ありますので、事前に情報収集しておくとよいでしょう。



社会福祉協議会のボランティア保険 (活動保険・行事用保険)

ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を保障する保険があります。自宅と活動場所との往復途上の事故も補償の対象となります。また、ボランティア自身の食中毒や特定感染症、熱中症も補償されます。活動を始める前に加入しておきましょう。

詳しい内容の問い合わせ及び加入手続きは、最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。

ボランティア活動保険

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺傷害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術 65,000円	100,000円	
		外来の手術 32,500円	50,000円	
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害・入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)		
賠の 償責任 保険	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		

ボランティア行事用保険

保険金額

A・B・Cプラン共通(A・B・Cプラン共に熱中症危険補償特約セット)

保険金の種類		補償内容
ケガの 補償	死亡保険金	400万円
	後遺傷害保険金	400万円(限度額)
	入院保険金日額	3,500円
	手術保険金	入院中の手術 35,000円
		外来の手術 17,500円
	通院保険金日額	2,200円
	対人事故	1名・1事故2億円(限度額)
	対物事故	1事故1,000万円(限度額)
賠の 償責任 保険		

保険料(1名あたり)

*詳しい内容は、パンフレットをご覧ください。

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ ^(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

Aプラン (宿泊を伴わない行事)		
A1の行事	A2の行事	A3の行事
1日28円 (最低保険料560円)	1日126円 (最低保険料2,520円)	1日248円 (最低保険料4,960円)
Bプラン (宿泊を伴う行事)		
1泊2日(2日間)	241円	2泊3日(3日間)
Cプラン (宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定出来ない行事)		
A1の行事		
1日28円(最低保険料560円)		

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んで怪我をして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

*保険金額、保険料は平成30年度の金額です。

《個人情報の取り扱い》

利用者の個人情報については、適切な管理を行うことが重要です。

- ・利用者の個人情報(氏名、連絡先、アレルギー食材等)が記載された名簿や書類は、活動以外では使用せず、適切な保管を行いましょう。
 - ・活動を通して知り得た情報は、口外したり、インターネット等で公開したりしてはいけません。
 - ・写真の使用については、事前に本人(あるいは保護者)に説明し、同意を得ておきます。
- ※チラシや報告書等で使用する場合は、承諾を得る、あるいは特定できないように加工する等の配慮が必要です。

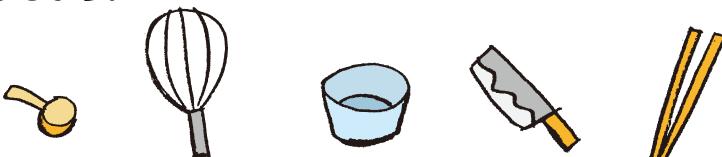
食事やおやつを提供する場合

《食物アレルギー対応》

食物アレルギーは、時に命に関わります。食物アレルギーを持っている子どもには事前に申告してもらうことなど、申込時等に食物アレルギーの有無を必ず確認しましょう。

対応食を準備することができない場合は、食物アレルギーに対応していないことをチラシに明記する等、事前に周知しておきましょう。

アレルギーを持つ子どもに食事を提供する場合は、事前にメニューを保護者に確認してもらう等、保護者と連携して対応しましょう。



《食中毒予防》

食事を提供する場合は、食中毒が発生しないように食品等の取扱いには十分注意してください。

★食中毒予防の原則とポイント

○予防の原則

- ・食中毒の原因菌を「**つけない、増やさない、やっつける**」
- ・食中毒の原因ウイルスを「**持ち込まない、ひろげない、つけない、やっつける**」

つけない

⇒ 調理前やトイレ使用後等は手洗いを実施する。

増やさない

⇒ 肉、魚などの生鮮食品やそうざい等は低温で保存する。

やっつける

⇒ 加熱調理の際には中心部までよく加熱する。

持ち込まない

⇒ 嘔吐や下痢、発熱の症状がある場合などは調理を行わないようにする。

ひろげない

⇒ こまめな手洗いを実施する。また、ふきんやまな板、包丁などの調理器具は洗剤でよく洗い、定期的に熱湯消毒を行う。

○予防のポイント

1 食品の購入

- ・生鮮食品は新鮮な物を購入しましょう。
- ・消費期限などの表示をチェックしましょう。
- ・購入した食品は、肉汁や魚などの水分がもれないようにビニール袋などにそれぞれ分けて包み、持ち帰りましょう。

2 保存

- ・冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- ・冷蔵庫は10°C以下、冷凍庫は、-15°C以下に維持しましょう。
- ・肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れ、冷蔵庫の中で他の食品に肉汁などがかかるないようにしましょう。
- ・肉、魚、卵などを取り扱う時は、取り扱う前と後に必ず手指を洗いましょう。

3 下準備

- ・こまめに手を洗い、タオルやふきんは清潔なものを使用しましょう。
- ・肉や魚などの汁が、果物やサラダなど生で食べる物や調理の済んだ食品にかかるないようにしましょう。
- ・肉や魚を切った包丁やまな板は洗剤を使用してよく洗い、熱湯をかけ消毒した後に、果物や野菜など生で食べる食品や調理済みの食品に使用しましょう。
- ・冷凍食品などは室温で解凍せず、冷蔵庫や電子レンジで解凍しましょう。

4 調理

- ・加熱して調理する食品は十分に加熱しましょう。
目安は、中心部の温度が75°Cで1分間以上加熱です。
- ・電子レンジを使う場合は、電子レンジ用の容器、ふたを使い、調理時間に気を付け、熱の伝わりにくい物は、時々かき混ぜることも必要です。

5 食事

- ・食べる前にはよく手を洗いましょう。
- ・温かく食べる料理は常に温かく、冷やして食べる料理は常に冷たくしておきましょう。目安は、温かい料理は65°C以上、冷やして食べる料理は10°C以下です。
- ・調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません。

6 残った食品

- ・残った食品は持ち帰らないようにしましょう。

★参考:静岡県食中毒情報(ホームページ)

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-510/20140630shokuchuudokunituite.html>



食品営業許可

- こども食堂等で食事を提供する場合、営業許可が必要になる場合があるため、事前に最寄りの保健所に相談しましょう。
- 食品を取り扱う営業(飲食店、食品の販売、食品の製造・加工等)を行うには、取り扱う食品や形態によって営業許可が必要になります。許可を取得するにあたり、施設の基準を満たした施設をつくり、営業許可のための申請が必要となります。

★参考:静岡県ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/syokuhin/kyoninka/kyoninka.html>



〈その他〉

事故や食中毒等のリスク以外にも、地震や火事、誤飲や誤嚥による窒息、不審者など、想定されるリスクは様々あります。

緊急時に適切な対応がとれるように、事前に仲間同士で話し合い、対応方法(手順)を決めておくとよいでしょう。

対応方法については、わかりやすくフローチャートや連絡先(連携先)の一覧を作成しておくと安心です。

10 プレオープン

本番のオープン前に、地域の方や関係者を集めて「プレオープン」を行うことにより、子どもの居場所を広く知ってもらう広報になるだけでなく、スタッフの動きを確認でき、それまで気がつかなかった点を補うことができます。

★プレオープンのメリット

- ・設備や備品の不備がないか確認できる
- ・スタッフの動きが確認できる
- ・地域の人に雰囲気を知ってもらえる
- ・支援(食材の寄付やボランティア)を集めるPRの場になる

● 〈子ども食堂を実施する場合に準備するもの(例)〉

- ・看板やのぼり(のれん)
- ・調理器具
- ・食材
- ・名簿(当日記入してもらうもの等)
- ・チラシ(今後の予定がわかるもの)
- ・メニュー表 など



★プレオープンには、協力者や地域の方々に、利用者として体験してもらい、気づいた点をアドバイスしてもらうとよいでしょう。

その気づきを、スタッフ間で共有し、改善策を検討することで、地域の子どもの居場所としてより素敵なものとなるでしょう。

11 周知する

来てほしい対象者に情報を伝えるためには、対象者に合った媒体を活用したり、地域の社会資源を利用するなど、工夫が必要です。

〈例〉

- ・自治会長や役所に相談し、自治会の回覧板でチラシを回す
(広く住民に知ってもらいたい、多くの世代に来てほしい)
- ・民生委員児童委員を通じて、ひとり親世帯やひとり暮らし高齢者世帯などにチラシを配布(特定の人に利用して欲しい)
- ・地元スーパーの掲示版で案内
(保護者に伝えたい、地域で多くの人に知ってほしい)
- ・小学校でチラシを配布してもらう
(子どもや保護者に知ってもらいたい、学校関係者にも知ってほしい)
- ・SNSやホームページで案内
(子どもを持つ若い世代を中心に多くの人に知ってほしい)



ちょっと ポイント!

★地域への説明

子どもの居場所を立ち上げ、また長く継続していくためには、地域の理解を得ることが大切です。

そのため、立ち上げにあたっては、地元の自治会や近隣住民などに対して、活動の目的や内容など丁寧に説明しましょう。

その際、チラシ等を準備しておくとよいでしょう。

また、活動を継続していくうえで、自治会、民生委員児童委員、子ども会、老人会、小学校、中学校、高校、大学、社会福祉法人、食育ボランティア団体等と連携していくことも大事なポイントです。

〈周知方法〉

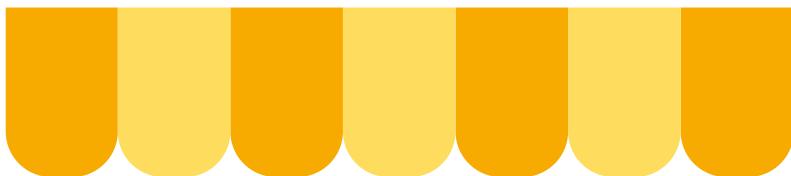
- ・自治会(役員会、総会等)で説明
- ・チラシやパンフレットの作成、配布
- ・小学校等でのチラシ配布



いよいよオープンです！



県内の 実践事例



①冒険遊び場たごっこパーク、おもしろ荘 運営主体 NPO法人ゆめ・まち・ねっと

〈冒険遊び場たごっこパーク〉

開催日時：隔週土・日曜日

開催場所：富士市島田公園

内容：川遊びや焚き火など自由に遊ぶプレーパーク

〈子どものたまり場おもしろ荘〉

(0円こども食堂)毎週木曜日と月1回月曜日 15時～

(まちなか保健室)毎週月・水曜日 15時～

開催場所：おもしろ荘(富士市中央町2-10-10)

内容：居場所の提供、食事の提供、学習支援、就労支援

対象者：子ども、若者誰でも

参加費：無料

事前申込の有無：予約不要

資金：寄付金、フードバンクやJA、民間企業、料理店、農家等
からの食材提供、運営者の講演料等

周知方法：口コミ、学校を通したチラシ、フェイスブック

問合先：TEL.0545-52-3175

メール yume-machi-net@r5.dion.ne.jp

HP <http://yumemachinet.web.fc2.com/>

2004年にNPOを設立して、「冒険遊び場たごっこパーク」や「子どものたまり場おもしろ荘」を運営してきました。

どんな家庭の子ども・若者とも出会いたい、地域に居場所を作りたいとの思いから活動を展開しています。

「おもしろ荘0円こども食堂」は、一人ぼっちでの食事「孤食」をしている子ども、会話溢れる温かな食卓に恵まれていない子どもなどに出会うための仕掛けづくりであり、こうした子ども時代を過ごした若者たちに居場所を提供し、みんなで食を共にすることの喜びを分かち合うための仕掛けづくりです。

あくまでも「居場所づくり」のひとつなので、偏食もお行儀の悪さも注意しません。宿題をやってからなんて押しつけの学習支援もしていませんし、お手伝いを強いることもありません。

家庭背景や生まれ持つての特性などを想像し、子どもの理解に努め、健全育成色や支援色の強さが、結果的に、生きづらさを抱えた子どもの排除につながらないよう配慮しています。

ここに注目！

- ・どんな家庭の子にも出会えるように、どの活動も参加費無料、親の申込み不要で、子どもだけでも行ける居場所
- ・できることを臨機応変に。
自慢は長期計画がないこと



②ももいろ食堂

運営主体 TEAMももいろ

開催日：毎月第4水曜日 16時～

場所：焼津市

対象者：子どもと高齢者（先着20名）

参加費：小中学生は無料、高校生以上は300円

事前申込の有無：事前申込要

内容：食事の提供、学習支援

資金：参加費、寄付金、民間からの食材提供等

周知方法：チラシ

問合先：TEL.080-4295-6200（石田）

080-5150-3769（中岡）



家庭の事情で、栄養バランスのとれない食事をしたり、一人でテレビを見ながら食事をしている子どもたちが増えている社会の中で、焼津も例外ではありません。

そこで、何か活動できないかとの思いをきっかけに、「Team ももいろ」を立ち上げ、「ももいろ食堂」を始めました。

「ももいろ食堂」では、市内の高校生ボランティアの協力を得て、自主学習(宿題)をし、近くの公園で思いっきり遊んだ後、セルフ式で楽しく食卓を囲みます。その中で、一人ひとりが必要な存在だと感じることができるように、スタッフ全員が一人ひとりに声をかけ、スキンシップを図ることを大切にしています。

また、食材を提供してくれた農家の方々に感謝をし、小さい子どもから順番にご飯をよそいます。気がつくと、高齢者のために子どもたちが配膳してくれています。地域の中で、支え合い、助け合い、地域を元気に明るくしていく、そんなきっかけを作ってくれる地域の居場所になりたいと思っています。

地域の居場所として、様々な子どもたちを広く受け入れ、食事を提供するだけでなく、地域の高齢者等との世代間交流や地元の農地を活用した農作業体験など、「食」を通した幅広い活動を目指しています。



ここに注目！

- ・地域のイベントに参加し、手作りケーキ等の販売による募金集めや活動周知
- ・「ももいろファーム」で野菜を育て、農作業体験や子ども食堂の食材に活用
- ・帰りは保護者に迎えに来てもらい、保護者とつながる機会を設けている

③こども食堂 ～もぐもぐキッズカフェ～ 運営主体 社会福祉法人八生会

開催日：毎週金曜日（祝日を除く） 17:00～19:45

場所：コミュニティカフェ Cafe mogmog
(磐田市二之宮702-1)

対象者：小学生とその兄弟（保護者と一緒に参加）20名程度

参加費：子ども無料 大人（中学生以上）100円以上

事前申込の有無：事前予約要（TELかメールにて）

内容：食事の提供

資金：寄付金、地域の農家や企業からの食材提供

周知方法：ホームページ

問合先：TEL.0538-86-3002（リツツハウス磐田）

HP <http://h-pacchi.com/>

メール mogmogkidscafe@gmail.com
(もぐもぐキッズカフェ)



こども食堂～もぐもぐキッズカフェ～は平成29年7月にスタートし、毎週金曜日に、閉店後のカフェモグモグを会場に開催しています。

地域の企業や農協と協力し、食材の寄付を頂いたり、楽しいイベントも定期的に行っています。

サービス付高齢者向け住宅に併設しているカフェを活用し、貧困家庭や孤食等に限らず、「地域の子どもたちは誰でも集まれ、みんなの放課後の居場所作りをしよう！」という目的で運営してきました。地域の住民、子どもたち、その母親、リツツハウスの入居者がみんな一緒になって準備をし、一緒に食べて遊んで学ぶ場、「多世代交流の場」であり、リツツハウス入居者にとってはボランティアをすることで社会参加にもつながっています。

地域のみなさまの「思いが集う場所」として運営してきたこの活動が、地域の力に繋がっていること、多くの方々の笑顔に繋がっていることが、またさらに地域の力を高めていくのだと思います。

私たちは、行政や学校などを含め地域を巻き込んだこうした活動が、お互いに支えあう「地域作り」に繋がることを目指しています。



ここに注目！

- ・社会福祉法人が運営するコミュニティカフェを利用し、調理師がメニューづくりをすることで、ボランティアの負担減、気軽に参加
- ・地元JAのファーマーズマーケット(直売所)と連携し、農家から売れ残った野菜を寄付してもらえる仕組みづくり



④やらまいか 子ども食堂

運営主体 NPO法人サステナブルネット

開催日:毎週土曜日 18:00 ~

食事18:00~19:30 和室解放18:00~21:00

場所:浜松市長上協働センター

(浜松市東区市野町2620-1)

対象者:幼児・小学生・中学生と親御さん

参加費:子ども無料

大人 寄付での応援をお願いしています。

事前申込の有無:無

内容:食事の提供 33畳の和室での交流 無料学習支援
大手量販店のパンの配布

資金:民間助成金、寄付金、地域の農家からお米、野菜、地
元精肉店からの食材提供等。

周知方法:ホームページ、チラシ

問合先:TEL.090-4468-0582

HP <http://green-father.sakura.ne.jp/>



父子家庭の当事者による、ひとり親家庭支援から始まり、2016年6月に、子どもには寂しく食事をしてほしくないとの思いから、「子ども食堂」を始めました。毎回40人から60人の参加者で賑わっています。また中学生ボランティアも活躍し、地域の社会参画の場にもなっています。

子どもたちには、遠慮せずに腹いっぱい食べてもらいたいので、メニューは、唐揚げやビーフシチューなど、子どもたちのリクエストが高いものが多いです。

子ども食堂では、子どもたちだけでなく、親も孤立している方が多く、情報を得たいと思っているので、親同士の交流も盛んです。

開催を重ねるごとに、民生委員児童委員や学童保育の職員の紹介で生きづらさを抱えている子ども達の利用が増え、区福祉課、児童相談所、民生委員児童委員、浜松市社会福祉協議会、学校、スクールソーシャルワーカーと連携し支援しています。

また、2016年10月から内閣府の子供の未来応援基金の採択を受けて、静岡県西部子ども食堂ネットワーク事務局運営、子ども食堂設立講習会、設立相談など子ども食堂を広げる活動を行っています。

子どもにとっても、親にとってもつながりを持つことは大切だと思っているので、「一度とにかく子ども食堂に来てください」と呼びかけています。



ここに注目！

- ・食事をする場所のほかに、33畳の和室を借用し、子どもがおもいっきり遊べる空間づくり
- ・必要に応じて食事前に学習ボランティアによる勉強会を開催

子どもの居場所の 立ち上げについての相談窓口

居場所を立ち上げる際、分からぬこと、困ったことがありましたら、ご相談ください。

〈相談内容〉

運営費の確保(活用可能な補助金等の紹介)

場所の確保(公民館等の活用)

食材の確保(フードバンクとの連携等) など

〈問い合わせ先〉

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

☎ 054-221-3309

FAX 054-221-3521

メール kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 地域福祉課

☎ 054-254-5224

FAX 054-251-7508

メール kikaku@shizuoka-wel.jp

子どもの居場所づくり立ち上げガイドブック

発行年月 平成30年3月

発 行 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
☎054-221-3309

委託先 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
地域福祉課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
☎054-254-5224

子どもの 居場所づくり



